

第4次市障がい者計画 第5期市障害福祉計画・第1期市障害児福祉計画

—素案(変更・修正箇所)の概要—

<目次>

I	第1編 総論について.....	P1
II	第2編 第4次いわき市障がい者計画について.....	P5
III	第3編 第5期いわき市障害福祉計画について.....	P7
IV	第4編 第1期いわき市障害児福祉計画について.....	P10

平成 29 年 11 月



いわき市保健福祉部 障がい福祉課

本計画を策定するにあたり、本年度は「第4次市障がい者計画」、「第5期市障害福祉計画・第1期市障害児福祉計画」の改定等の時期が重なることから、本計画改定等以後の計画策定も見据え、関係性や連動性の「見える化」を向上させるため、1冊に合冊し、また、計画全体のスリム化・シンプル化を目的に、項目の合算や削除などを行った。

現行計画からの主な変更点については、以下の通り。

1 第1編 総論について

1 第1章「計画策定の趣旨」について

【考慮した点】

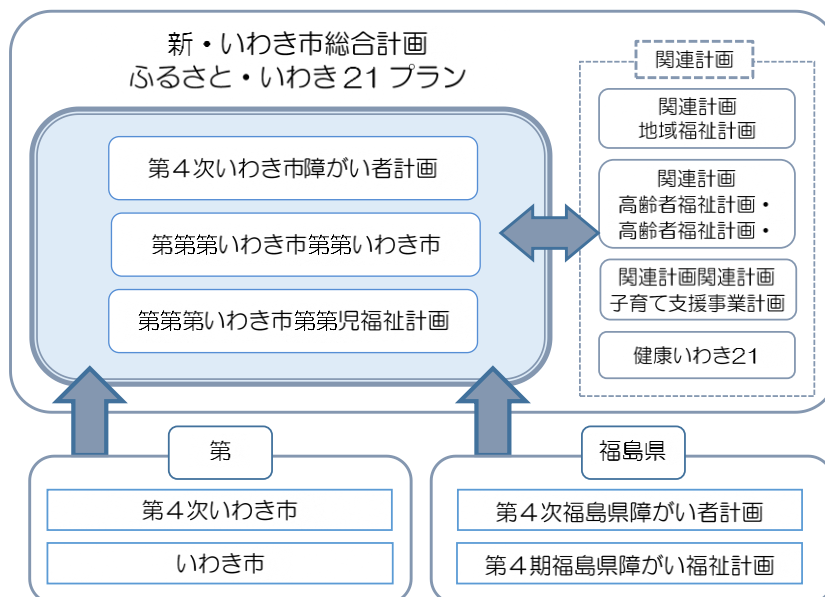
旧	新
<ul style="list-style-type: none"> 「いわき市」、「国」、「県」の取組について個別に記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者制度改革の動向を図でまとめ、「いわき市」、「国」の取組について一体的に記載。 そのうえで、国の計画や基本指針の内容を新たに記載し、ポイントを把握しやすくした。

2 第2章「本計画の位置づけ等」について

【新たに取り入れたもの】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> 計画の位置づけ等について文字のみで記載 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の位置づけ図を追加し、視覚的に各計画の関係性がわかるよう記載。（下記参照） 障がい者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の関係性について記載。
<ul style="list-style-type: none"> 策定体制について記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定体制について記載 (いわき市地域自立支援協議会での検討やアンケートやヒアリングの実施、パブコメなど)

【計画の位置づけ】



【考慮した点】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画と記載の順番を入れ替え。 	
第2章：障がい者を取り巻く現状と課題 第3章：本計画の位置づけ	第2章： 本計画の位置づけ 第3章：障がい者を取り巻く現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域（区域設定）の考え方は福祉計画に記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域（区域設定）の考え方を挿入。（計画を一本化したため、記載箇所移動）

3 第3章「障がい者を取り巻く現状と課題」について

【考慮した点】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果が60ページにわたり掲載されており、ボリュームが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング結果も含め、調査の結果を主な設問に絞り、コンパクトに掲載（25～30ページ前後を想定）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施策分野に関する法的背景を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施策分野に関する法的背景については、第1章計画策定の趣旨と背景（障がい者制度改革の動向部分）と重複する部分もあるため削除

【新たに取り入れたもの】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果と課題を一緒に掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題をわかりやすくするため、課題だけをまとめたページを新設し、一覧化。

4 第4章「基本理念及び基本目標」について

【考慮した点】

旧	新
・基本理念や基本目標部分は文字が多め。	・見やすさ、伝わりやすさに配慮し、イラスト等も踏まえて、配置。（下記参照）
・施策の体系図は別の章（現6章）に記載	・施策の体系図を挿入（計画を一本化したため、記載箇所移動）

掲載例

1 基本理念

本市では、「ともに生きる社会」を基本理念として、障がい者施策の推進にあたってきました。この理念は、改正障害者基本法にも掲げられているものであることから、障がいがある方の社会生活及び日常生活の総合的な支援体制の構築を目指し、『第4次いわき市障がい者計画』（後期）においても、引き継いでいくものとしします。



基本理念

すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、
支え合いながら、ともに生きる社会の実現

掲載例

2 基本目標

改正障害者基本法において、次の内容が目的や基本原則として盛り込まれたことを受け、いわゆる「障害者総合支援法」においても、同法の理念として規定されることとなりました。

本計画においては、次の6つを基本目標とします。

1

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する
かけがえのない個人として尊重されるものであること

2

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人
格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

5 第5章「計画の推進」について

【新たに取り入れたもの】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・ P D C Aサイクルに関する記載はあるものの、P D C A図の記載はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理（点検と評価）について、わかりやすさ向上のため、P D C A図を追加。

掲載例



※ 現行計画第6章「施策体系（計画の構成）等」について

計画書のスリム化を図るため（第1章と内容に重複があるため）、章ごと削除。

2 第2編 第4次いわき市障がい者計画について

1 第1章「施策分野と基本的方向性」について

現行計画策定後の社会情勢を考慮しつつ、委員の方々のご意見も踏まえ、以下について、修正・追加を行った。

【新たに取り入れたもの（主な内容の変更点）】※赤文字部分：変更・追加箇所

①4つの視点

視点（大項目/小項目）		追加・変更内容
視点2	障がい者の自己決定の尊重及び 本人中心 の総合的な支援	・より適切で平易な表現とするため「当事者本位」から「本人中心」に文言変更。
	(2) 意思決定支援に基づく 相談支援、生活支援体制の整備	・国計画に記載されている、「意思決定支援」の文言を追加。
	(4) 権利擁護、 差別解消 、成年後見制度に関する啓発及び推進	・障害者差別解消法の制定・施行を受け、「差別解消」の文言を追加。

視点（大項目）	追加・変更内容
視点3 障がい 特性 、障がい者の 個性等 を考慮した総合的なサービスの提供	・障がい特性や、各個人の個性等にあったサービスの提供を目指すことから文言修正。

②基本的方向性

施策分野	基本的方向性	追加・変更内容
啓発・広報	キ 権利擁護、 差別解消 、成年後見制度に関する啓発及び推進	・障害者差別解消法の制定・施行を受け、障がい者差別の解消に向けた取組について追記。
生活支援	ア 意思決定支援に基づく 相談支援、生活支援体制の整備	・国計画に記載されている、「意思決定支援」の文言を追加。（視点2の修正との整合）
	エ 地域移行 及び自立生活への援助 の推進	・「自立生活援助」の創設を受け、一人暮らしに移行する人など自立生活へ向けた支援について追記。
	キ 地域包括ケアシステム の推進による 地域生活支援体制の整備	・共生社会の実現と「我が事・丸ごと」の地域福祉支援体制づくりの推進に向けた取組について記載。 ・短期入所や地域生活支援拠点等の整備など緊急時の受け入れ態勢の整備について記載。
雇用・就業	ク 共生型サービス提供体制の整備	・障がいのある人の高齢化をうけて、使い慣れた事業所において介護サービスを利用できるようなサービス提供体制の整備について記載。
	ウ 一般就労への移行促進 及び職場定着 の支援体制の充実	・「就労定着支援」の創設を受け、一般就労への意向だけでなく職場定着に向けた取組について追記。

【構成・見せ方の変更点】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> 基本的方向性ごとに、「基本的方向性の概要」及び「現在の取組」について記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の取組については、計画のシンプル化を目的に掲載を割愛。 そのうえで、「基本的方向性の概要」、「重点施策」「施策一覧（関連事業）」を同じページに集約して掲載。（今後の取組について、どんなことに取り組むか、どのような関連事業を行うのか1箇所で見えるようにするため、集約。） 重点施策には取組の内容を端的にあらわすために、見出しを付与。 <p style="text-align: right;">（下図参照）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「重点施策」については、別の章に分割して記載。 	
<ul style="list-style-type: none"> 「施策一覧（関連事業）」については、別の箇所（福祉計画）に、全施策分野まとめて記載。 	

掲載例

イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進

外見からわかりにくいことから、より一層の理解が必要な内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。

また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

主要な取組（重点施策）

① 広報誌等による啓発・理解促進

- ・ 広報紙等を通じて、知的障がいや発達障がい等の理解の促進、相談窓口等について周知するとともに、特別支援教育に係る児童生徒への対応等についての知識・情報の提供を図ります。

② 出前講座の実施

- ・ 市役所出前講座などにより、障がいへの理解の促進や制度の周知等を図ります。

③ 自殺予防対策の実施

- ・ 市民精神保健福祉講座等の開催や健康教育を通じ、精神保健福祉の思想普及を図るとともに、自殺予防対策に係る相談支援の充実を図り、関係機関との連携により包括的・効果的に自殺予防対策を展開します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分

3 第3編 第5期いわき市障害福祉計画について

1 第1章「成果目標と目標達成のための方策」について

【考慮した点】

旧	新
・成果目標については、障害福祉サービスの見込量の次章に記載。	・国の定める重要な指標のため、掲載箇所を福祉計画のトップに移動。

【新たに取り入れたもの（主な内容の変更点）】

成果目標	ねらい
目標（2） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進と差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の構築に向けて新たに設定

【構成・見せ方の変更点】

旧	新
・基本方針及びそれに対応する市の数値目標を文章で記載。	・数値目標（実績値&見込値）を表形式で掲載し、国の基本方針とわけて記載。（下図参照）

掲載例

（1）成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

国の第3次障害者基本計画の基本原則「地域における共生等」を実現するため、福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホーム（共同生活援助）、一般住宅等（アパート、自宅他）に移行する人数を見込み、平成32年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

国の基本方針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減

●第4期計画実績及び第5期計画目標値

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
施設入所者数	—	328人 (平成25年度末)	—	320人 (平成28年度末)
地域生活移行者数①	40人	14人 (平成28年度末)	35.0%	29人
削減見込②	13人	8人 (平成28年度末)	61.5%	7人

2 第2章「障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策」について

現行計画策定後の社会情勢やアンケート結果等を考慮しつつ、委員の方々のご意見も踏まえ、以下について、修正・追加を行った。

【新たに取り入れたもの（主な内容の変更点）】

サービス名		サービスの概要
障害福祉サービス	就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針により創設 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行う。
	自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針により創設 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしへの移行を希望する人を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、助言など必要な支援を行う。
地域生活支援事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 本来、都道府県向けの必須事業だが、いわき市では独自に養成を実施。

【構成・見せ方の変更点】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> サービスごとに「事業内容」「第3期計画の進捗」「第4期の計画」という3パートで構成。 	<ul style="list-style-type: none"> 見やすさ向上のため「事業の内容」「現状と課題」「実績及び見込量」「見込量確保のための方策」の4パート構成に変更。（次ページ参照）
<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題がそれぞれ箇条書きで記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に関連し、現状と課題を表形式でとりまとめて記載。（次ページ参照）
<ul style="list-style-type: none"> 実績値と見込量を別々の表にして掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績と目標を比較して見やすいよう、実績値と見込値を1つの表にして掲載。（次ページ参照） 利用者数や利用量だけでなく、サービス見込量に対し必要となる定員数についても定めることで、障害福祉サービス基盤整備の目安となるように作成。（次ページ参照）
<ul style="list-style-type: none"> 地区別の分析は無し。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートによるニーズ調査結果を踏まえ、サービス種別毎にニーズが高い地区を記載し、事業参入地域の目安となるように作成。（次ページ参照）

掲載例

③就労移行支援

事業の内容

就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
--------	---

現状と課題

現状	・実績値については、計画を上回る人数で推移しており、新規事業所の開始、特別支援学校卒業生の利用等があったため、利用者数、利用量は徐々に増加。
課題	・一般就労への移行実績の増加。 ・就労継続支援B型アセスメントの実施。

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	102	121	144	176	215	263
下段：達成率（%）	(154.5)	(145.8)	(138.5)			
利用量（日／月）	1,071	1,213	1,105	1,293	1,513	1,771
下段：達成率（%）	(200.2)	(205.9)	(170.5)			
定員数（人）	71	67	72	104	143	191

●実施に関する考え方●

第4期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、過去3か年（平成27年度から平成29年度まで）の実績により平均伸び率を算定し、平成29年度の実績（見込）に乗じて見込みます。

見込量確保のための方策

アンケート調査結果から、小川地区、四倉地区で就労移行支援のニーズが高いことがうかがえます。

地域の関係機関や団体と連携を図りながら、雇用促進に努め、障がい者の自立した生活を支えるような事業所確保に努め、新規事業所の参入促進を図ります。また、就労継続支援B型利用に係るアセスメント実施が、円滑に進むようにサービス提供基盤の確保を進めます。

4 第4編 第1期いわき市障害児福祉計画について

1 第1章「成果目標と目標達成のための方策」について

【構成・見せ方の変更点】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> 障がい児に係る福祉サービスについては、福祉計画の一部として記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉法」の一部改正により、障害児福祉計画として掲載。 障がい児にかかる成果目標を新たに追加。 構成は福祉計画と同じ。

【新たに取り入れたもの（主な内容の変更点）】

成果目標	ねらい
目標（1） 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 重層的な地域支援体制や重症心身障害児及び医療ケア児への支援体制など障害児のサービスに係る計画的な提供体制の構築に向けて新たに設定。

2 第2章「障害児福祉サービス等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策」について

現行計画策定後の社会情勢やアンケート結果等を考慮しつつ、委員の方々のご意見も踏まえ、以下について、修正・追加を行った。

【新たに取り入れたもの（主な内容の変更点）】

サービス名	サービスの概要
障害児通所支援 居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針により創設 障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し支援を行う。

事業名	事業の概要
医療的ケア児調整コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を行う。
子ども・子育てに支援等における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの利用ニーズについて把握する。